

「相模川 川づくり行政連絡会」規約

（名称）

第1条 本会の名称は、「相模川 川づくり行政連絡会」（以下、「本連絡会」という。）とする。

（目的）

第2条 本連絡会は、神奈川県内における相模川水系の川づくりに際して、必要となる事項の連絡・調整を行うことを目的とする。

（構成）

第3条 本連絡会は、国土交通省、神奈川県、山梨県及び神奈川県内の流域内市町村で構成し、メンバーは別表のとおりとする。

2 本連絡会は、必要に応じて幹事会を置くことができる。

（対象区間）

第4条 本連絡会の対象は、神奈川県内における相模川水系の本川および支川とする。

（運営）

第5条 本連絡会は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長及び神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長が必要に応じて開催し、運営する。

（事務局）

第6条 本連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所計画課及び神奈川県県土整備局河川下水道部河川課に置く。

（雑則）

第7条 この規約に定めるものの他は、その都度、連絡会に諮り定める。

（附則）

この規約は、平成20年8月27日より施行する。

この規約は、平成23年4月27日より施行する。